第五十二条の六十一の九を次のように改める。

第五十二条の六十一の九　削除

第六十三条の二の五第三号及び第四号を次のように改める。

三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

四　準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第十三条　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「（第四号事業を行おうとする者以外の者にあっては第六号に掲げるものを除き、第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）を行おうとする者以外の者にあっては第八号に掲げるものを除く。）」を削り、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「行う」を「行おうとする」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「その行おうとする第三号事業を行おうとする場合にあっては、」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「その行おうとする第一号事業が」を「第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）を行おうとする場合にあっては、」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を削り、同項第六号中「金融商品取引法」を「第四号事業（特定勧誘業務のみを行うものを除く。次条第十三号及び第六十七条第一項において同じ。）を行おうとする場合にあっては、金融商品取引法」に、「次条第十二号」を「次条第十三号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　不動産特定共同事業の種別（第二条第四項各号の種別をいう。以下同じ。）

七　不動産特定共同事業契約（当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）の締結の勧誘の業務（以下「特定勧誘業務」という。）を行おうとする場合にあっては、別表各号の上欄に掲げるその行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録又は届出に関する事項

第六条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、別表各号の上欄に掲げるその行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録を受けていない法人又は届出をしていない法人

第八条第一項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第十条中「第九号」を「第十号」に改め、「とき」の下に「、又は新たに特定勧誘業務を行うこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたとき」を加える。

第十二条中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第二十一条の二中「不動産特定共同事業契約（」の下に「当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもの又は」を加える。

第三十六条第一号中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第四十二条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「行う」を「行おうとする」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、別表第一号の下欄に掲げる登録又は届出に関する事項

第四十三条第一項第一号中「第八号」を「第九号」に改める。

第四十四条第一号中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第四十七条第一項中「及び第六号」を「から第七号まで」に改め、「とき」の下に「、又は新たに特定勧誘業務を行うこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたとき」を加える。

第五十三条第一号及び第五十八条第五項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第五十九条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、別表第一号の下欄に掲げる登録又は届出に関する事項

第五十九条第四項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第五項中「第二項各号」の下に「（第六号を除く。）」を、「とき」の下に「、又は新たに特定勧誘業務を行うこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたとき」を加える。

第六十条中「第十一号」を「第十二号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第六十七条第一項中「もの（」の下に「特定勧誘業務を行おうとする信託会社にあっては別表各号の上欄に掲げるその行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録を受けているもの又は届出をしているもの、」を加え、「あっては、」を「あっては」に改め、同条第四項中「及び第六号」を「、第七号及び第八号」に改め、「あったとき」の下に「、新たに特定勧誘業務を行うこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたとき」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第五条、第六条、第四十二条、第五十九条、第六十七条関係）

一　第一号事業、小規模不動産特定共同事業（第二条第六項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）又は適格特例投資家限定事業	金融商品取引法第二十九条の登録（同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業の種別に係るものに限る。）又は同法第六十三条第二項の規定による届出（同条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）
二　第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業又は第四号事業のうち、不動産特定共同事業契約に基づく権利の流通性その他の事情を勘案して主務省令で定めるもの	金融商品取引法第二十九条の登録（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業の種別に係るものに限る。）
三　第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業又は第四号事業のうち、前号に規定する主務省令で定めるもの以外のもの	金融商品取引法第二十九条の登録（同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業の種別に係るものに限る。）

（保険業法の一部改正）

第十四条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第八項中「書面交付、信託財産状況報告書の交付」を「情報の提供、信託財産の状況に係る情報の提供」に改める。

第百条の五の見出しを「（運用状況に係る情報の提供）」に改め、同条第一項中「を記載した運用報告書を作成し、」を「に係る情報を」に、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同項ただし書中「、運用報告書」を「、当該情報」に、「交付しなくても」を「提供しなくても」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百六条第一項第六号の二、第二百七十二条の四第一項第七号、第八号並びに第十号ハ、ニ及びホ、第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ(1)、第二百七十九条第一項第三号及び第四号、第二百八十条第一項第七号、第二百八十九条第一項第三号及び第四号並びに第二百九十条第一項第七号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第三百条の二中「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に、「の書面の交付」を「の情報の提供等」に改め、「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加え、「交付しなければならない」を「掲げる事項」に、「交付するほか、」を「掲げる事項及び」に、「ため、内閣府令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項（次項において「参考事項等」という。）」に、「同法第三十八条」を「同条第二項中「除く。）」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十八条」に、「第一項各号に掲げる事項」を「第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第二号及び第六号並びに」を削る。